

○厚生労働省告示第百四十五号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成二十五年厚生労働省告示第九十一号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 正 後	改 正 前
<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第2に掲げるとおりとする。なお、<u>令和12年3月31日</u>までの間は、第1の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(15)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。</p> <p>第1 動機付け支援の実施方法</p> <p>1 支援期間及び頻度</p> <p>原則1回の支援とすること。ただし、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日<u>から一週間以内</u>に面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。</p> <p>2 支援内容及び支援形態</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日<u>から一週間以内</u>に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明し</p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第7条第1項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第1に掲げるとおりとし、実施基準第8条第1項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第2に掲げるとおりとする。なお、<u>平成36年3月31日</u>までの間は、第1の2の(4)のウ並びに第2の2の(5)及び(18)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。</p> <p>第1 動機付け支援の実施方法</p> <p>1 支援期間及び頻度</p> <p>原則1回の支援とすること。ただし、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき動機付け支援対象者（実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日<u>に面接</u>による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。</p> <p>2 支援内容及び支援形態</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援</p>

た後に行う支援とを合わせたもの)は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア～キ (略)

(4) (略)

第2 積極的支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

(1) 初回に面接による支援を行うこと。ただし、特定健康診査の結果の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき積極的支援対象者(実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。)に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日から一週間以内に初回の面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。

(2) 積極的支援対象者に対し、初回の面接による支援(面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援を含む。以下この(2)において同じ。)が終了した後、3月以上の継続的な支援を行うこと。ただし、積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援(3月以上の継続的な支援を含むものに限る。)を終了した者であって、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるものについては、初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。

(削る)

とを合わせたもの)は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア～キ (略)

(4) (略)

第2 積極的支援の実施方法

1 支援期間及び頻度

(1) 初回に面接による支援を行うこと。ただし、特定健康診査の結果の一部が判明している場合であって、当該結果に基づき積極的支援対象者(実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。)に該当すると見込まれる者に対し、特定健康診査を受診した日に初回の面接による支援を行う場合には、当該支援の内容を分割して行うことができる。

(2) 積極的支援対象者に対し、初回の面接による支援(面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援を含む。以下この(2)において同じ。)が終了した後、3月以上の継続的な支援を行うこと。ただし、ア又はイに掲げる者については、それぞれア又はイに掲げるところにより支援を行うこと。

ア 積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援(3月以上の継続的な支援を含むものに限る。)を終了した者であって、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるもの 初回の面接による支援

(削る)

2 支援内容及び支援形態

(1) 積極的支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とし、積極的支援対象者の身体状況及び生活習慣の改善を重視して支援を行うこと。

(2)～(7) (略)

(8) 初回の面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日から一週間以内）に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたものは、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

(9) 3月以上の継続的な支援については、(11)、(12)及び(14)に規定する方法により算定するポイントの合計で特定保健指導の終了を判断することとし、合計で180ポイント以上の支援を行うことを最低条件とすること。

(10) 支援の方法は、次に掲げるものとする。

ア～エ (略)

(11) 積極的支援対象者の身体状況及び生活習慣の改善に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。

ア 実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査

が終了した後、必要に応じた支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。

イ 積極的支援対象者のうち、実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少したと認められた者 初回の面接による支援が終了した後、3月以上の適切な支援又は3月以上の継続的な支援を行うこと。

2 支援内容及び支援形態

(1) 積極的支援対象者が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とすること。

(2)～(7) (略)

(8) 初回の面接による支援（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査を受診した日に行う面接による支援及び特定健康診査の結果の全てが判明した後に行う支援とを合わせたもの）は、第1の2の(3)に掲げる事項に留意して行うこと。この場合において、第1の2の(3)中「動機付け支援対象者」とあるのは、「積極的支援対象者」とする。

(9) 3月以上の継続的な支援については、(11)及び(14)に規定する方法により算定するポイントの合計で特定保健指導の量を判断することとし、支援Aの方法及び支援Bの方法の合計で、180ポイント以上の支援を行うこと（支援Aの方法に係るポイントが、160ポイント以上である場合に限る。）を最低条件とすること。

(10) 支援Aの方法は、次に掲げるものとする。

ア～エ (略)

(新設)

の結果と比べて、腹囲が2センチメートル以上かつ体重が2キログラム以上減少したと認められた場合又は体重が当該年度の特定健康診査の体重の値に0.024を乗じて得た値（キログラム）以上かつ腹囲が当該値（センチメートル）以上減少したと認められた場合 180ポイント

イ 実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲が1センチメートル以上かつ体重が1キログラム以上減少したと認められた場合 20ポイント

ウ 特定保健指導により食習慣の改善が認められた場合 20ポイント

エ 特定保健指導により運動習慣の改善が認められた場合 20ポイント

オ 特定保健指導により喫煙習慣の改善（禁煙）が認められた場合 30ポイント

カ 特定保健指導により休養習慣の改善が認められた場合 20ポイント

キ 特定保健指導によりその他の生活習慣の改善が認められた場合 20ポイント

(12) 支援の方法に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援は、1回当たり70ポイントとすること。ただし、支援1回当たり10分間以上の支援を行うこと。

イ グループ支援（1グループはおおむね8人以下とする。）は、1回当たり70ポイントとすること。ただし、支援1回当たり40分間以上の支援を行うこと。

ウ 電話支援は、1回当たり30ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分間以上の支援を行うこと。

エ 電子メール支援は、1往復（特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやり取り

(11) 支援Aの方式は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援A

イ グループ支援A（1グループはおおむね8人以下とする。）

ウ 電話支援A

エ 電子メール支援A

を行うことをいう。)の支援を1回とし、1回当たり30ポイントとすること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(12) 支援Aの方法に係るポイントの算定及び要件は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援Aは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり20ポイントとすること。ただし、支援1回当たり10分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。

イ グループ支援Aは、10分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり40分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は120ポイントとすること。

ウ 電話支援Aは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり15ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は60ポイントとすること。

エ 電子メール支援Aは、1往復（特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやり取りを行うことをいう。以下同じ。）の支援を1単位とし、1単位当たり40ポイントとすること。

(13) 支援Bの方法は、行動計画の実施状況を確認し、行動計画に掲げた取組を維持するために励ましや賞賛を行うものとする。

(14) 支援Bの方式は、次に掲げるものとする。

ア 個別支援B

イ 電話支援B

ウ 電子メール支援B

(15) 支援Bの方法に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。

(13) 支援の方法に係るポイントの算定は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア～ウ (略)

(14) 特定保健指導の初回の面接による支援に係るポイントの算定及びその要件は、次に掲げるものとする。

ア 特定健康診査を受診した日に初回の面接による支援を行った場合 20ポイント

イ 特定健康診査を受診した日から一週間以内に初回の面接による支援を行った場合 10ポイント

(削る)

(15) (略)

ア 個別支援Bは、5分間の支援を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の支援を行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。

イ 電話支援Bは、5分間の会話を1単位とし、1単位当たり10ポイントとすること。ただし、支援1回当たり5分以上の会話をを行うこととし、支援1回当たりのポイント算定の上限は20ポイントとすること。

ウ 電子メール支援Bは、1往復の支援を1単位とし、1単位当たり5ポイントとすること。

(16) 支援Aの方法及び支援Bの方法のポイントの算定は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア～ウ (略)

(新設)

(17) 第2の1の(2)のイに掲げる者であって、既往歴の調査(実施基準第1条第1項第1号に規定する既往歴の調査をいう。)において喫煙習慣を有するものに対し、3月以上の適切な支援を行う場合には、禁煙に関する指導を行うこと。

(18) (略)